

2025年2月3日

お客様各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

米沢信用金庫（理事長 加藤秀明）では、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施いたします。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 背景

政府は、2021年6月に「5年後の約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化に向けた取組みを促進する」ことを閣議決定しました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とする自主行動計画を策定しています。

各産業界においても、自主行動計画を策定し電子的決裁サービスの積極的な活用を検討しています。

2. 実施内容

(1) 当座預金の新規口座開設の停止

2025年3月31日（月）をもって当座預金口座の新規開設を停止いたします。

(2) 2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の停止

2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）につきまして、期日管理を行う代金取立の受付を停止いたします。

3. 電子的決済手段への移行について

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。電子化により、手形等への署名・押印・対面手続きの省力化や現物紛失リスクの低減、印紙代等のコスト削減が図られることから、支払い側と受け取り側の双方にメリットがあります。

手形・小切手をご利用のお客さまは、法人インターネットバンキングへの切替、「でんさいサービス」の利用など電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以上



いつも一緒に あなたのそばに

しんきん

米沢信用金庫

◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆

担当：業務部 渡邊 電話：0238-22-3433

〒992-0031 山形県米沢市大町5丁目4番27号

FAX:0238-22-3668 E-mail:shinkin@yonezawa.shinkin.jp